

保存樹等管理補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）及び保存樹等管理補助金交付要綱の規定に基づき、保存樹等管理補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

第2 補助金の交付の申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする所有者等は、管理行為の施工前に、経費の内訳が記載されている見積書の写し及び概況写真を添えて市長に申請（様式第1号）しなければならない。
- (2) 市長は前項の申請に基づき審査を行い、交付又は不交付を速やかに決定することとする。
- (3) 市長は、交付することが適当であると認めたときはその旨を通知（様式第2号）し、不適当であると認めたときは、理由を付して通知（様式第3号）するものとする。

第3 実績報告書の提出

申請者は、当該管理行為を完了したときは速やかに、経費が明記された領収書の写し及び管理行為の完了を確認できる実施前後の写真を添えて報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

第4 補助金額の確定

市長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等により審査し、補助金交付の決定内容に適合していると認めたときは、補助金額を確定し、申請者に通知（様式第5号）するものとする。

第5 補助金の請求及び支払

- (1) 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前項の規定による請求書を受領後、補助金交付決定者に対し、請求書の受領日から起算して30日以内に補助金を支払わなければならない。

第6 補助金の返還

市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときには、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

1. 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
2. その他、不正行為があったとき。

第7 災害時等の対応

災害時等において、前記の手続関係を省略し保存樹等管理補助金の請求をすることができる。（様式第7号）

附 則

この要領は、平成29年9月15日から施行する。

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月26日から施行する。

この要領は、令和6年5月29日から施行する。